第四条第一項の甲表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第一項の乙表四の項中「放送局(テレビジョン放送局」を「基幹放送局(テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第一項の丙表一の項及び丁表一の項中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二　法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあっては、一三、三〇〇円）とする。

第七条第一項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。

第十九条第一項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局（テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第二項の表四の項中「放送局（テレビジョン放送局」を「基幹放送局(テレビジョン基幹放送局」に改め、同表五の項中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン基幹放送局」に改め、同条第五項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に、「第七十三条第四項」を「第七十三条第五項」に改め、同条第七項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

第二十一条第二項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に改める。

（電気通信事業紛争処理委員会令の一部改正）

第六条　電気通信事業紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会令

第一条第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「又は電波の利用」を「、電波の利用又は放送の業務」に改める。

第六条中「並びに第百五十七条第二項並びに」を「、第百五十七条第二項並びに第百五十七条の二第二項」に改め、第二十七条の三十五第二項」の下に「並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項」を加える。

第七条第一項中「並びに第百五十七条第四項並びに」を「、第百五十七条第四項並びに第百五十七条の二第四項」に改め、「第二十七条の三十五第四項」の下に「並びに放送法第百四十二条第四項」を加える。

第十五条中「及び第百五十七条第一項並びに」を「、第百五十七条第一項及び第百五十七条の二第一項」に改め、「第二十七条の三十五第一項」の下に「並びに放送法第百四十二条第一項」を加え、「及び第百五十七条第三項並びに」を「、第百五十七条第三項及び第百五十七条の二第三項」に改め、「第二十七条の三十五第三項」の下に「並びに放送法第百四十二条第三項」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百十一条の四第一項中「一般放送事業者（次条第二項及び第三項において単に「一般放送事業者」という。）」を「基幹放送事業者（法第百五十条第一項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百十一条の五第二項第一号及び第三項中「一般放送事業者」を「前条第一項に規定する都道府県ごとに総務大臣が定める基幹放送事業者」に改める。

第百十一条の六中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第八条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の二第一項の表第三号中「第二条第三号の二に規定する放送事業者」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

（有線電気通信法施行令の一部改正）

第九条　有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第十条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十九号中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第十一条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第三号ロ中「第九条」を「第九条第一号」に改め、同号ハ中「第二条第三号の二に規定する放送事業者」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

（首都圏整備法施行令等の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

一　首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第七条の二第二号

二　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第八号ソ

三　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第五条第八号レ

（下水道法施行令の一部改正）

第十三条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第十四条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「又は放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に改め、「（委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること）」を削り、「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）」を「基幹放送事業者」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十五条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号ソ中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

第八十三条の二中「第四十五条第一項第八号」を「第四十五条第一項第七号」に改め、同条第一号中「第九条」を「第九条第一号」に改め、同条第二号中「第二条第二号」を「第二条第五号」に改め、同条第三号中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項（定義）に規定する有線テレビジョン放送」を「有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第十六条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中「及び一般放送事業者」を「及び基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第十六条第二項、第十八条第二項及び第三十条第一項第一号ハ中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。